

事例 13 大阪府大阪市生野区 ～期日前投票の投票時間の弾力化～

- 区 の 面 積 : 8.4km²
- 区 の 人 口 : 130,194 人 (H27 年国勢調査)
- 選挙人名簿登録者数 : 86,914 人 (H28 参 (選挙時登録))
- 投 票 所 数 : 19 箇所
- 期 日 前 投 票 所 数 : 1 箇所 (公共施設)
- 直近選挙の投票率 : 51.14% (H28 参) 48.82% (H26 衆)
- 18、19 歳の投票率 : 18 歳 : 47.02%、19 歳 : 40.12% (H28 参)

取組に至る経緯

大阪市内の選挙の管理執行は、24 ある行政区の選挙管理委員会が担っている。

今回の取組は、市の選挙管理委員会が、直近の参院選から、「期日前投票時間の弾力的な設定（時間延長）」が可能になることを受け、通勤者等のうち従来の時間帯では来所できなかった方について、出勤前又は帰宅途中に投票を行える機会を創出することを目的に、時間延長を実施する方針を決めた。

その上で、市民の投票機会の公平性等の観点から、24 区共通の実施が不可欠との判断から、24 区の各選挙管理委員会に対し、市選挙管理委員会からガイドラインが示され、生野区選挙管理委員会をはじめとしたすべての行政区が同意し、時間延長が実施されることとなった。

このガイドラインには、実施の背景、実施期間、延長時間などの具体的な内容が記載されている。（図1参照）

取組内容

- 実施期間 : 7月4日（月）から9日（土）までの6日間
直近の選挙結果等から、最終週の月曜日以降、午後7時～8時の時間帯に投票者が多くなることを勘案し実施期間を設定。
- 延長時間 : 朝は、従前の午前8時30分 → 午前8時への30分繰上げ
夜は、従前の午後8時 → 午後9時までの1時間繰下げ
過去の選挙結果等から、午前8時30分からでは、投票後に会社等に間に合わないが、30分繰り上げられれば間に合う場合もあると判断し、開始時刻を繰り上げた。夜も同様に、有権者が会社等からの帰りに投票しやすくなるものと考え、午後8時から午後9時まで閉鎖時刻を1時間繰り下げた。
- 実施体制 : 休日対応は、利用者が多いことを考慮し、事務従事のローテーションを3班体制から4班体制とした。（1班あたり3～4名程度）
実施にあたっては、各課の管理職を集めた説明会を実施したが、本区では、選挙での区職員間の協力体制が確立されており、スムーズに事務を進めることができた。
- 周知方法 : 投票案内状、ポスター掲示場、区ホームページ（以上市選挙管理委員会と同じ）、区広報紙、区ツイッター、区内の商店街での街頭啓発を行った。

- ・費用：事業費は市選挙管理委員会が一括管理したが、概ね人件費のみであり、その内訳は以下の人員の時間延長分の報酬・超過勤務手当などである。
投票管理者（交代なし）、立会人（午前2人、午後2人）、従事職員（ローテーション、案内・名簿対照など）、民間従事者（用紙交付、1人×2箇所）

取組の実績・効果

利用者数は、開始時刻を30分繰り上げた時間帯には43人が利用し、終了時刻を1時間繰り下げた時間帯には174人の利用があり、特に夜の繰り下げは効果があったものと考えている。

なお、利用者に対して実施したアンケート調査結果からも、朝の繰上げよりも夜の繰下げの方が効果があったと判断できる。（平成28年12月公表の試行実施の検証結果

<http://www.city.osaka.lg.jp/senkyo/page/0000385239.html> 参考資料に掲載）

実施にあたっての留意点

投票管理者をはじめ、事務従事者の健康管理に留意した。具体的には、投票管理者の方については、従事日が連続しないようにするとともに、小まめに声掛けなどを行い健康管理に努めた。また、従事者については、なるべく多くの方に事務従事にあたってもらうよう協力を求め、一部の事務従事者に事務が集中しないよう通常の期日前投票所の従事体制よりも、従事者を多く配置し、一人当たりの負担の軽減に努めた。

なお、市選挙管理委員会では、今回の実施結果を検証し、今後の方向性を決定するという方針であったことから、各区選管においては、その検証方法についての意見交換を行うとともに、検証を行う際の共通様式等を作成するなどの取組を行った。

今後の課題、取組の考え方

投票管理者の負担が大きくなることが課題の一つである。時間延長により、特に交替ができない投票管理者は13時間もの長丁場になり体力的な負担が懸念される。投票管理者を担う方については、比較的高齢者が多くなる傾向にあり、交替制の検討を要望する区もいくつかみられた。

今後の方向としては、今回の結果も踏まえ、市選挙管理委員会が、「投票日前6日間につき、夜を1時間繰り下げる」方針としているが、生野区としてもこの方針に沿った対応をしていく予定である。

(図1：期日前投票の投票時間の弾力的な設定に関するガイドライン（大阪市作成）)

平成 28 年 4 月 18 日
大阪市選挙管理委員会 決定

公職選挙法改正（期日前投票の投票時間の弾力的な設定）への対応について ガイドライン

《ガイドライン策定の趣旨》

今回の法改正の趣旨を踏まえ、市内各区選挙管理委員会において、通勤者等のうち従来の時間帯では来所できなかった方が出勤前または帰宅途中に投票を行える機会を創出していただきたい。

大阪市選挙管理委員会としてお示しするガイドラインをもとに、各区選挙管理委員会において協議いただき、各区の対応を決定いただきたい。

《ガイドライン》

- 1 全期日前投票日程のうち、一定の期間において投票開始時刻の繰り上げ・終了時刻の繰り下げを行う

○期間：投票日前6日（月曜日）から投票日前日（土曜日）までの6日間

○時間：投票の開始時刻を30分繰り上げ、終了時刻を1時間繰り下げる。

（投票時間：午前8時～午後9時）

- 2 その他

・事後、時間ごとの投票者数データやアンケート等により検証を行う。

《考え方》

○期間

・直近の選挙のデータ等から、最終週の月曜から晩7時～8時の投票者が多くなることを勘案して拡張期間を設定。

○時間

（開始時間の30分繰り上げについて）

・過去のデータからは、現行の8：30～9：00の投票者は少ないが、8時30分からでは会社等に間に合わないが繰り上げられれば間に合うなど出勤前の投票機会は拡充すること、一方で地域住民等に担っていただいている投票管理者等の従事者の負担等も考慮し設定。

（終了時間の1時間繰り下げについて）

・（法改正により最大2時間の繰り下げが可能ではあるものの）、投票管理者等の従事者の負担や終了後の日々の事務作業等も考慮し設定。